

島根県森林環境保全造林事業実施要領

平成 14 年 4 月 1 日 林発第 150 号
最終改正 令和 7 年 5 月 28 日 森第 28 号

森林環境保全造林事業の実施については、補助金等交付規則（昭和 32 年 5 月 31 日島根県規則第 32 号。以下「規則」という。）、島根県森林環境保全造林事業補助金交付要綱（平成 14 年 8 月 23 日島根県告示発第 768 号。以下「交付要綱」という。）、森林環境保全整備事業実施要綱（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 882 号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）、森林環境保全整備事業実施要領（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知。「以下「国要領」という。）及び森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成 14 年 12 月 26 日付け 14 林整整第 580 号林野庁森林整備部整備課長通知。以下「国運用」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第 1 事業区分等

1 本事業は次の各号に掲げる事業により構成されるものとする。

(1) 森林環境保全直接支援事業

(2) 特定機能回復事業

ア 森林緊急造成

イ 被害森林整備

ウ 重要インフラ施設周辺森林整備

エ 林相転換特別対策（特定スギ人工林）

オ 保全松林緊急保護整備

2 前項に定める事業の区分、事業内容、事業規模及び事業主体は国要領別表 1 に定めるとおりとする。

3 前項に定める事業内容及び対象となる範囲は別表 1 に定めるとおりとする。ただし、別表 1 に定めのない細部取り扱いについては、国要領及び国運用の定めに基づるものとする。

第 2 補助金

交付要綱第 2 条の補助金については、本要領第 1 の事業に要する経費について補助するものとする。

第 3 補助金の交付申請

1 事業主体は、原則として事業の終了後速やかに知事に対して、補助金交付申請書を提出することにより、補助金の交付申請を行う。

2 要綱第 3 条第 1 項に規定する補助金交付申請書の提出期限は、5 月末日、7 月末日、9 月末日、

12月10日、翌年の2月末日及び3月20日ほかとする。

- 3 事業主体は、補助金の交付申請及び受領について第三者に委任することができる。委任を受けた者は、知事に対して第1項に記載の書類に委任状を添付して補助金の交付申請を行うものとする。

第4 検査

- 1 検査の実施に当たっては、国要領第9によるほか、次のとおりとする。
- 2 補助金交付申請書等のみによって検査を行うことが困難な施行地において、積雪等のやむを得ない理由により補助金交付申請時に現地確認が実施できないと判断される場合は、当該事業主体と協議のうえ、補助金交付申請の事前に現地確認を実施するものとする。なお、その際、事業主体は様式1により補助金交付申請にかかる事前現地確認依頼書を提出するものとする。

第5 補助金の査定

知事は、国要領第10の定めによるほか、次の各号により補助金の査定を行う。

- (1) 補助金額は、標準経費に査定係数の百分の一を乗じて百円未満を切捨てたものに補助率を乗じて求める。ただし、第1の1の(2)のオ「保全松林緊急保護整備」については、査定係数は適用しないものとする。
- (2) 各事業の査定係数は、別表2のとおりとする。
- (3) 標準経費は、事業内容ごとに別表3に掲げる経費を対象とし、その算定に当たっては、標準単価に事業量を乗じて求める。
- (4) 補助率は、要綱によるものとする。

第6 補助金の交付決定等

- 1 知事は、補助金査定の結果に基づいて、規則第5条及び11条の規定により、原則として補助金の交付決定及び補助金の額の確定を同時に行う。
- 2 知事は、補助金の額を確定した場合には、速やかに補助金を交付する。

第7 補助金の交付に当たって付すべき条件等

知事は、事業主体に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（第1の1の(2)の事業（オを除く。）にあっては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（林業生産基盤整備道整備、山村強靱化林道整備、林業専用道整備又は森林災

害等復旧林道整備により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。) その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

- (2) 森林環境保全直接支援事業に掲げる事業のうち、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 11 条に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）に基づいて行うものについて、当該計画の認定の取消を受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（別表 2 の「森林環境保全直接支援事業」の(1)及び(2)に掲げる査定係数が適用される事業のうち、当該計画を取り消された場合であっても、(3)に掲げる査定係数が適用される場合にあつては、(3)に掲げる査定係数を適用される場合の補助金相当額との差額）を返還すること。
- (3) 森林環境保全直接支援事業に掲げる事業のうち、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 35 条第 1 項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）に基づいて行うものについて、同法第 40 条第 1 項及び第 2 項の規定により当該計画の認定の取消となった場合は、当該取り消しを受けた日から起算して過去 5 年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額（別表 2 の「森林環境保全直接支援事業」の(1)及び(2)に掲げる査定係数が適用される事業のうち、当該計画が取り消された場合であっても、(3)に掲げる査定係数が適用される場合にあつては、(3)に掲げる査定係数を適用される場合の補助金相当額との差額）を返還すること。
- (4) 更新伐を行った場合、当該施行地につき、原則として、その完了年度の翌年度の初日から起算して 2 年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 「長期育成循環施業の実施について」（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 林整整第 718 号林野庁長官通知。以下「長期育成循環施業通知」）に規定する更新伐の個別林分型において立木の材積が長期育成循環施業協定又は事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は長期育成循環施業通知に規定する更新伐のモザイク林誘導型において施業実施年度の初日から起算して 5 年以内に伐区の隣接区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。
- (6) 「面的複層林施業の実施について」（令和 6 年 3 月 29 日付け 5 林整整第 925 号林野庁長官通知。以下「面的複層林施業通知」という。）における更新伐を実施した箇所について、立木の材積が事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算して 10 年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。

- (7) 第1の1の(2)のイにおいて森林保全再生整備を行った場合、その行為に対して、本事業以外の国庫補助事業により支援を受けたときは、交付を受けた森林保全再生整備に係る補助金相当額を返還すること。
- (8) 前項に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (9) 成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- (10) 当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、かつ当該収入及び支出の証拠書類を整備しておかなければならない。
- (11) 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業完了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- (12) 補助金等交付規則、島根県森林環境保全造林事業補助金交付要綱、島根県森林環境保全造林事業実施要領、その他県の通達及び取扱い通知に従わなければならない。
- (13) 消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式2により該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金の返還をしなければならない。

ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合にはこの限りではない。

附則

- 1 この実施要領の規定は令和7年度事業の5月申請から適用する。

別表 1

事業内容	対象となる範囲
ア 人工造林	<p>優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）、播種、低質林等における前生樹の伐倒、除去。ただし、第1の1の(2)のエにおいて行う地拵えに含むことのできる経費は、機械地拵えとする。また、第1の1の(2)のエにおいて行う植栽は1ha当たり2,000本以下を基本とし、樹種については「スギ花粉発生源対策推進方針」に定められる花粉の少ない品種及び都道府県において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種を対象とする。</p>
イ 樹下植栽等	<p>次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する整備。</p> <p>(ア) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木が3齢級以上の林分（長期育成循環施業通知に定める長期育成循環施業及び面的複層林施業通知に定める面的複層林施業の対象森林にあつては上層木が10齢級以上の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去。</p> <p>(イ) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし並びに林木の枝葉の除去。</p>
ウ 下刈り	<p>植栽により更新した2齢級以下の林分で行う次のいずれかに該当する雑草木の除去。</p> <p>(ア) 全面刈り払い</p> <p>(イ) 筋刈り（造林木を中心に刈幅1m以上で雑草木を除去するもの。）</p>
エ 雪起こし	<p>植栽により更新した5齢級以下の林分又はその他の方法により更新した8齢級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし（オの倒木起こしに該当するものを除く。）。</p>
オ 倒木起こし	<p>植栽により更新した5齢級以下の林分において行う火災、気象害、病虫害等による倒伏木の倒木起こし。</p>
カ 枝打ち	<p>次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する枝葉の除去。枝打ちの高さは地上おおむね8mを上限とする。</p> <p>(ア) 6齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去</p> <p>(イ) 12齢級以下の林分において保育間伐又は間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去。</p> <p>(ウ) 18齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去</p>

キ 除伐	下刈りが終了した5 齢級以下の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰。
ク 保育間伐	12 齢級以下の林分、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰。
ケ 間伐	<p>12 齢級以下の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積。</p> <p>なお、搬出集積に含むことのできる経費は施行地の面積 1ha 当たりの伐採木の搬出材積 80 m³を上限とする。</p>
コ 更新伐	<p>18 齢級以下の林分（長期育成循環施業又は面的複層林施業の一環として実施する場合は 10 齢級以上の場合に限る。）において行う、育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積（被害木を含む。）及び巻枯らし。</p> <p>なお、搬出集積に含むことのできる経費は施行地の面積 1ha 当たりの伐採木の搬出材積 90 m³（森林病虫害等防除法第 2 条第 1 項の各号に掲げる森林病虫害等により被害が発生している森林及びその周辺森林において、被害の拡大防止のために実施する更新伐にあつては 140 m³）を上限とする。</p>
サ 一貫作業（林相転換）	<p>標準伐期齢以上の林分で行う林相転換を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）の各作業を並行又は連続して行う一貫作業。なお、植栽については、1 ha 当たり 2,000 本以下を基本とし、樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」に定められる花粉の少ない品種及び都道府県において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種を対象とする。</p> <p>なお、搬出集積に含むことのできる経費は施行地の面積 1ha 当たりの伐採木の搬出材積 100 m³を上限とする。</p>
シ 衛生伐	島根県保全松林健全化整備事業補助金交付要綱及び島根県保全松林健全化整備事業実施要領に基づき行う事業とする。
ス 付帯施設等整備のうち	アからシの事業内容のうち国要領別表 1 の事業区分ごとに実施可能なもののいずれかと一体的に実施され、次のいずれかに該当する施設の整備等。
(1) 鳥獣害防止施設等備	<p>次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する鳥獣害防止施設等の整備。</p> <p>(ア) 施設等整備</p> <p>健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備。</p>

	<p>(イ) 施設改良</p> <p>既設の鳥獣害防止施設（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。）の改良。</p>
<p>(2) 荒廃竹林整備</p>	<p>周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、事業内容欄のアからコまでのいずれかの施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が一体的に実施する施業に係る事業量を超えないものとする。</p>
<p>セ 森林作業道整備</p>	<p>「島根県森林作業道作設指針」（平成 23 年 3 月 31 日付け森第 1708 号制定）に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）の開設、改良及び復旧（暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧に限る。以下同じ。）であって、次の全てに該当する森林作業道の整備。</p> <p>(ア) アからシの事業内容のうち別表 1 の事業区分ごとに実施可能なもの いずれかと一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの。ただし、改良及び復旧についてはこの限りではない。</p> <p>(イ) 事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面において明らかなもの</p>

別表 2

事業名	査定係数
森林環境保全直接支援事業	<p>(1) 次に該当するもの：180</p> <p>市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施業が可能な森林の区域」（以下「効率的施業区域」という。）又は間伐等特措法第4条第3項の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」において、森林経営計画、特定間伐等促進計画又は実施権配分計画（以下「森林経営計画等」という。）に基づき行う1ha当たり2,000本以下の人工造林及び同施行地における3回までの下刈り</p> <p>(2) 次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当するもの：170</p> <p>(ア) 森林経営計画等に基づき行う事業((1)に規定する査定係数180で行うものを除く。また、(1)の施行地における4回以降の下刈りも含む。)</p> <p>(イ) 間伐及び更新伐については、森林経営計画等に基づき行うもの、又は、森林経営計画策定者が森林経営計画の対象森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班内で森林経営計画に基づき行うものと一体的に行うもの</p> <p>(ウ) 鳥獣害防止施設の改良又は森林作業道の改良若しくは復旧（付帯施設整備以外のいずれかの施業と一体的に実施するものを除く。)</p> <p>(3) 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの：90</p> <p>(ア) 人工造林及び樹下植栽等について、森林法第10の8、第10の9に基づく伐採及び伐採後の届出書（以下「伐採造林届書」という。）に基づいて行うもの（新たに地域森林計画の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出書を要しない場合を含む。)</p> <p>(イ) 下刈り、雪起こし及び倒木起こしについて、(1)及び(2)の(ア)に該当しないもの</p>
特定機能回復事業 森林緊急造成	<p>(1) 森林法第25条に規定する保安林及び森林法第10条の5第2項第5号に規定する公益的機能別施業森林のうち水源涵養機能</p>

<p>被害森林整備</p>	<p>維持増進森林、山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林に定められた森林において行うもの： 180</p> <p>(2) (1) 以外で行うもの： 90</p> <p>170</p>
<p>重要インフラ施設周辺森林整備</p>	<p>180</p>
<p>林相転換特別対策（特定スギ人工林）</p>	<p>(1) 別表 1 の 2 の (4) の事業内容のうち一貫作業並びにそれと一体的に行う付帯施設等整備及び森林作業道整備、並びに下刈り： 180</p> <p>(2) 別表 1 の 2 の (4) の事業内容のうち更新伐及び人工造林並びにそれらと一体的に行う付帯施設等整備及び森林作業道整備： 170</p>

別表3 標準単価の対象経費

事業内容	対象因子
人工造林	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、支障木等伐倒費、雑草木除去費
樹下植栽等	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、不用木除去費、不良木淘汰費、枝葉除去費
下刈り	雑草木除去費
雪起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
倒木起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
枝打ち	枝葉除去費
除伐	不用木除去費、不良木淘汰費
保育間伐	不要木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費（特定機能回復事業に限る。）
間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費
更新伐	支障木等伐倒費、搬出集積費
一貫作業（林相転換）	支障木等伐倒費、搬出集積費、地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費
森林作業道整備	伐開費、除根費、土工費、工作物設置費

(注) 1 苗木運搬費は、現場苗木荷卸地又は仮植地から造林地までの運搬費とする。

2 搬出集積費は、作業地点までの搬出集積を含むものとする。

3 一貫作業（林相転換）における地拵え費は、機械地拵え費とする。

様式 1

第 号
年 月 日

島根県知事 様

事業主体名
(団体名及び代表者)

年度森林環境保全造林事業補助金交付申請に係る事前現地確認依頼書

島根県森林環境保全造林事業実施要領第4の2に基づき、下記について、事前に現地確認の実施をお願いします。

記

- 1 補助金交付申請予定時期 令和○年○月末
- 2 森林環境保全造林事業成績書（今回申請分）

様式 2

第 号
年 月 日

島根県知事 様

事業主体名
(団体名及び代表者)

年度消費税仕入税額控除適用報告書

年 月 日付け第 号により交付決定通知があった森林環境保全造林事業補助金に
ついて、同通知の記の 2 の () の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付申請番号
- 2 事業主体名
- 3 施行場所
- 4 補助金交付規則第 14 条に基づく補助金確定額
(年 月 日付け第 号による額の確定通知額のうち該当分)
金 円

注 報告書中の () には、交付決定通知の消費税仕入税控除に関する記載箇所の番号を記入する。